

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月8日（平成30年（行情）諮問第77号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行情）答申第88号）

事件名：精神保健指定医の指定の取消し等に関する命令書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）19条の2第2項に基づきなされた精神保健指定医の指定の取消し若しくはその職務の停止の各処分についての命令書すべて」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年11月6日付け厚生労働省発障1106第6号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

原処分のうち、「平成29年7月19日付けの命令書の一部を不開示とした部分を取り消す」との裁決を求める。

イ 審査請求の理由

（ア）はじめに

a 原処分は、本件対象文書につき、

- ① 平成25年12月11日付けから平成27年6月17日付けの各命令書（合計113通）については、いずれも、各命令の名宛て人の氏名は開示しつつも、住所（の一部）、生年月日、交付年月日、指定医番号を不開示部分として黒塗りする一方、

② 平成29年7月19日付けの命令書については、名宛て人の氏名も、また上記4事項も、いずれも不開示として黒塗りしている。

加えて、同命令書については、平成25年12月11日付けから平成27年6月17日付けの各命令書と異なり、処分の理由と内容等についても黒塗りして不開示しない。

b これら一部不開示の理由として、本決定は、「特定個人の氏名、生年月日、住所、交付年月日、指定医番号、処分理由、処分の内容等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない」としているが、そもそも同一の法的根拠に基づき同一の体裁で作成されている各命令書につき、名宛て人の氏名や処分理由等を開示したりしなかったりする不合理・不統一からも明白であるように、本決定のこのような理由付けは何ら妥当なものではない。

したがって、本決定の一部不開示部分については、法の開示義務の除外事由に関する規定の解釈を誤っているものとして、速やかに取り消されるべきである。

具体的には、平成25年12月11日付けから平成27年6月17日付けの各命令書における不開示部分はひとまず措いても、少なくとも、平成29年7月19日付け命令書のうち名宛て人の氏名、処分の理由及び処分内容等については開示されるべきである。

以下、その理由を順をおって論ずる。

(イ) 処分の名宛て人の氏名等について

各命令書に記載されている事項のうち、命令の名宛て人の住所、氏名、生年月日、交付年月日及び指定医番号については、確かに、法5条1号柱書（原文ママ）にいういわゆる個人情報に当たりうるともいえる。

しかし、それならば、平成25年12月11日付けから平成27年6月17日付けの各命令書に記載されているこれら事項についても（その当否はさて措いても）不開示とされてもよさそうなものであるが、しかし、それらのうち少なくとも氏名は開示され、こと平成29年7月19日付け命令書に記載のこれらのみが不開示とされたのである。

この点、繰り返しになるが、本件で審査請求人が開示を求めた各

命令書は、そもそも同一の法的根拠に基づき同一の体裁で作成されている文書であるから、それらの記載事項について、ある場合には開示の除外事由にあたり、ある場合には除外事由にあたらぬとする解釈は通常とり得ないはずである。

これに対し、厚生労働大臣は、平成25年12月11日付けから平成27年6月17日付けの各命令書については、厚生労働大臣が処分理由・内容に加え名宛て人の氏名や一部住所についても記者発表したため、少なくとも名宛て人の氏名については法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ(た) . . . 情報」に該当するものとして開示した旨いうのかもしれない。

そのような主張に対しては、そもそも、上記記者発表自体が直接具体の「法令の規定」に基づきなされたものか、審査請求人としては疑問なしとしない。あるいは、「慣行として公にされ」たとのことかもしれないが、仮にそうであれば、他方で平成29年7月19日付けの命令書の事案については公表されていないのか、されていないとすればそのように公表如何を異にする扱いはいかなる理由に基づくものかが問われなければならない。

上記記者発表が仮に処分の公益に与える影響の大きさに鑑みてされたとすれば、そのことは平成29年7月19日付けの命令書の事案についても同様である。同事案においても同じく精神保健指定医の指定の取消しあるいはその職務の停止という重大な処分がされているはずであるから、同事案につき厚生労働大臣が公表していないとしても、そのことに合理的な理由はないというべきである。したがって、本件開示請求においてもあえてこれを不開示とする理由もなく、法5条1号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にあたりというべきであるし、あるいは仮に形式的に開示義務の除外事由に該当する状況であるとしても、むしろそれを明らかにすることが公益上特に必要があるものとして、裁量的開示(法7条)がなされるべきである。

(ウ) 処分理由等について

次に、百歩譲って、上で挙示したような事項が開示義務の除外事由たる個人情報に当たるとしても、他方、処分の理由及び内容等の事項については、いかなる意味でもこれには当たらず、開示がなされるべきである。

すなわち、これらのみが開示されても、そこから特定の個人を識別することはできないはずである。あるいは、処分理由とされた非違行為の場所等が明らかになれば、報道等と照会することで個人を

識別できるようになる場合もあるかもしれないが、仮にそうであればそのような部分のみ不開示とし、黒塗りすればよいことである。少なくとも、非違行為がどのような行為であったかということ自体から個人を識別することができるということは通常は考えられず、あるいは、（どのような場合か実際には想定しがたいが）極めて特異な行為であるので報道等と照合することにより具体的個人が識別可能であるというのであれば厚生労働大臣はむしろそのような事案こそ国民に対する注意喚起としてこれを公表しなければならないのではないだろうか（法5条1号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」）。

したがって、本決定が、平成25年12月11日付けから平成27年6月17日付けの各命令書の処分理由及び内容等につきほぼ全面開示としたのに対し、平成29年7月19日付け命令書につきこれらの記載事項を不開示としたのは、全く納得できない。

(エ) まとめ

いずれにせよ、審査請求人がもともと本件開示請求を行った趣旨は、精神保健指定医の指定の取消し等の処分を受けた医師につきその個人を特定してプライバシーを侵害しようなどということでは全くなく、同取消し処分あるいはその職務の停止処分が、不利益処分として、いかなる事例において、どのような非違行為を対象となされているかという一般的傾向を把握したいに過ぎない。

それにも拘わらず、今回の厚生労働大臣の本決定は何ら合理的な根拠に基づいたものではなく、恣意性さえ疑わせるようなものであることは、既に指摘したとおりである。違法な決定は改められるべきであり、すなわち、厚生労働大臣は、本決定を取り消して、今回不開示とした部分についても開示をするべきである。

(2) 意見書

ア 意見の趣旨

他の部分はひとまず措いても、理由説明書別紙1の表「諮問に当たり開示する部分」欄に掲げる情報については、諮問庁は自ら直ちに審査請求人に対し開示されたい。

イ 意見の理由

理由説明書において、諮問庁は、「原処分において不開示とした部分のうち、別紙1の表「諮問に当たり開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示」するとしている。

これは、すなわち、諮問庁が、当初の情報公開請求に対し当該部分を不開示としたことが誤りであったと認め、態度を変更するということであるから、当然のことながらこの場合には、諮問庁自ら審査

請求人に対し連絡して、これ以上に再度の情報公開請求等を求めることなく、速やかに当該部分を開示するべきである。

ところが、審査請求人が上記理由説明書の写しの送付を受けて、当該部分の速やかな開示を求めその手続につき協議しようとするため、本年2月28日、厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室に架電したところ、同所職員は、上記新たに開示するという部分につき改めて情報公開請求手続をとった場合は別論、そうでなければ（このままであれば）、審査請求の結論が出ない限り当該部分を自ら開示することはないとの対応であった。

しかし、このような対応は全く不合理であり、到底理解できない。

しかるべき部分につき速やかに開示がなされれば、場合によっては、もはや審査請求の目的が達成されたとして、審査請求の取下げをする場合もある。すなわち、態度を変更して不開示から開示に切り替えるというのであれば、自ら速やかにこれを開示することが請求者の利益であり、かつ、行政経済にも資するといえる。それにも拘わらず、改めての請求手続をすることをあえて求めるような諮問庁側の対応は、直ちに改められるべきである。

この点につき運用の改善を求めるため、審査請求人はあえて審査請求を維持したうえ、本意見を述べる次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成29年10月12日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月21日付け（同月24日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、別紙1の表「諮問に当たり開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示した上で、同表「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 不開示情報該当性について

原処分により不開示とした部分には、特定個人の氏名、生年月日、住所、交付年月日、指定医番号等が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公

にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

(2) 審査請求人の主張には理由がないこと

審査請求人は平成25年12月11日付けから平成28年10月26日付けの命令書における名宛て人の氏名は開示され、平成29年7月19日付け命令書における名宛て人の氏名について不開示とされた点について、「同一の法的根拠に基づき同一の体裁で作成されている文書であるから、それらの記載事項について、ある場合には開示の除外事由にあたるとし、ある場合には除外事由にあたらぬとする解釈は通常とり得ない」と主張する（審査請求書3頁）。

この点について、平成25年12月11日付けから平成28年10月26日付けの指定医の指定取消しについては、記者発表を行っており、その中で名宛て人の氏名を公表しているため、法5条1号イに該当するため開示を行ったものである。

しかしながら、平成29年7月19日付けの指定医の指定取消しについては、別紙2のとおり記者発表を行ってはいるが、当該事案は、指定の取消しを行った対象者の責めに帰すべき理由はないことから、名宛て人の氏名等の公表を行っていないものである。

そのため、平成29年7月19日付け命令書における名宛て人の氏名や住所等の情報については、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当であり、審査請求人が主張する法5条1号ロに該当せず、法7条に基づく公益上の理由による裁量的開示の必要性も認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分で不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

別紙1

対象文書名	本件対象不開示部分		
	諮問に当たり開示する部分	不開示を維持する部分	法5条1号
平成25年12月11日付け精神保健指定医の指定の取消し命令書	なし	住所、生年月日、交付年月日、指定医番号、処分の内容のうち、「都道府県知事」の部分	○

平成27年4月15日付け精神保健指定医の指定の取消し命令書	なし	住所，生年月日，交付年月日，指定医番号，処分の内容のうち，「都道府県知事」の部分	○
平成27年6月17日付け精神保健指定医の指定の取消し命令書	なし	住所，生年月日，交付年月日，指定医番号，処分の内容のうち，「都道府県知事」の部分	○
平成28年10月26日付け精神保健指定医の指定の取消し命令書	なし	住所のうち，「都道府県，市町村（東京都の場合は市区町村）」以外の部分，生年月日，指定医番号，理由のうち，「特定個人の氏名，症例番号」の部分	○
平成29年7月19日付け精神保健指定医の指定の取消し命令書	理由，処分の内容等のうち「都道府県知事」以外の部分	住所，生年月日，交付年月日，指定医番号，処分の内容のうち，「都道府県知事」の部分	○

※ 別紙2 省略

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年2月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 同年3月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年5月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，その一部を法5条1号に該当する，又は保存期間が満了し廃棄したため保有していないとして，不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は，原処分における不開示部分のうち，平成29年7月19日付け精神保健指定医の指定の取消し命令書の「氏名」欄，「理由」欄及び「処分の内容等」欄の開示を求めているところ，諮問庁は諮問に当たり，「理由」欄の全て及び「処分の内容等」欄の一部を新たに開示するが，そ

の余の部分については、不開示を維持すべきとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、平成29年7月19日付け命令書における名宛て人の氏名及び処分の内容等のうち名宛て人の住所地が特定される情報である。

当該部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(2) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、平成25年12月11日付けから平成28年10月26日付けまでの命令書における名宛て人の氏名を開示したのに対し、平成29年7月19日付け命令書における名宛て人の氏名について不開示としたことについて、以下のとおり説明する。

(ア) 平成25年12月11日付けから平成28年10月26日付けまでの指定医の指定取消しについては、記者発表を行っており、その中で名宛て人の氏名を公表しているため、法5条1号ただし書イに該当するため開示を行ったものである。

(イ) しかしながら、平成29年7月19日付けの指定医の指定取消しについては、記者発表を行ってはいるが、当該事案は、指定の取消しを行った対象者の責めに帰すべき理由はないことから、名宛て人の氏名等の公表を行っていないものである。

イ 当審査会において、諮問庁から、精神保健指定医の指定の取消しに係る記者発表資料の提出を受け、確認したところ、平成25年12月11日付けから平成28年10月26日付けまでの命令書における精神保健指定医の指定取消しについては、名宛て人の氏名が公表されていた。

一方で、平成29年7月19日付け命令書における記者発表資料においては、名宛て人の氏名及び住所地の特定につながる情報は公表されておらず、さらに、事務局の転記ミスにより本来指定すべき者を保留とし、本来指定を保留すべき者を誤って指定したために、その指定を取り消す旨が記載されていた。

ウ 以上のことから、当該事案は、指定の取消しを行った対象者の責めに帰すべき理由はないことから、名宛て人の氏名等の公表を行っていないとする上記アの諮問庁の説明は首肯でき、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

ア 本件不開示部分のうち、名宛て人の氏名については、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

イ その余の部分については、名宛て人の住所地が特定される情報であり、当該名宛て人が特定される手掛かりとなり得ることから、当該名宛て人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(4) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、本件不開示部分は、法5条1号ただし書口の人々の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが認められる情報に当たるといふべきであり、法7条に規定する公益上特に必要のある事項に該当し、裁量的に開示すべき旨主張するが、上記2のとおり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、不開示とすることが妥当であると判断した部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当する又は保有していないとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子